



厚生労働省

北海道労働局

Press Release

厚生労働省北海道労働局発表
平成27年11月30日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部

監督課

<電話> 011-709-2311

(内線 3542、3546)

報道関係者 各位

全道 275 現場に監督。4 割超の現場に墜落災害防止などを是正指導 - 建設工事現場に対し集中的な監督指導を実施 -

厚生労働省北海道労働局（局長 たなか としあき 田中 敏章）は、本年 10 月に実施した建設工事現場に対する集中的な監督指導の結果を取りまとめました。

建設業の労働災害は、例年、工事追い込み期に当たる 10 月から 12 月に多発する傾向にある。このため、道内 17 の労働基準監督署（支署）は、本年度も 10 月 15 日から 30 日までの間、建設工事現場への集中的な監督指導（ ）を実施しました（別紙参照）。

この結果、全道で 275 の建設工事現場に監督指導を実施し、その 43.6%（前年度：48.9%）の現場で労働安全衛生法違反が認められ、その是正を指導しました。

全体の違反率は前年度を下回る一方、「墜落・転落災害の防止措置義務違反」に係る違反率（22.2%）は前年度（19.1%）より増加しました。

建設業においては、本年 1 月から 10 月までに、死亡災害が 23 件と、前年同期（17 件）を上回って発生しており、うち 10 件が「墜落・転落」災害と最も多くなっています。北海道労働局では、今回の結果を踏まえ、建設業団体に対し、墜落・転落災害防止対策の確実な実施など、現在展開されている「建設工事追い込み期労働災害防止運動」のより一層の推進などを要請することとしています。

労働基準監督官による現場への立入調査及び是正・改善指導のこと

1 監督指導結果の概要

建設業の労働災害は、例年、冬期間を控えた建設工事追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあります。このため、北海道労働局では、建設事業者に対して「建設工事追い込み期労働災害防止運動」(別添パンフレット参照)の実施を主唱しています。

今般、この運動と並行して、道内17の労働基準監督署(支署)は建設工事現場275現場【前年度278現場】に対して集中的な監督指導を実施しました。

その結果、120現場(43.6%)【前年度136現場(48.9%)】で労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告書を交付するなどの指導を行ったほか、11現場【前年度13現場】で、手すり等が設けられていない足場等墜落の危険性が高い設備などについて、その使用停止等を命じました。

2 監督指導結果の詳細

(1) 業種別の法違反及び措置の状況

現場数(%)

	監督現場数		法違反現場数		使用停止等現場数	
	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度
土木工事業	100 (36.4)	123 (44.2)	34 (34.0)	51 (41.5)	0 (0.0)	1 (0.8)
建築工事業	156 (56.7)	142 (51.1)	80 (51.3)	81 (57.0)	11 (7.1)	11 (7.7)
その他の建設業 (電気工事業等)	19 (6.9)	13 (4.7)	6 (31.6)	4 (30.8)	0 (0.0)	1 (7.7)
建設業	275 (100.0)	278 (100.0)	120 (43.6)	136 (48.9)	11 (4.0)	13 (4.7)

(2) 主な法違反の状況

ア 元請(特定元方事業者)の措置義務違反	92現場(33.5%)【前年度:34.9%】
----------------------	------------------------

(アのうちの主なもの)

下請(関係請負人)への遵法指導に関するもの	72現場(26.2%)	
足場等についての措置に関するもの	40現場(14.5%)	
物品揚卸口などについての措置に関するもの	12現場(4.4%)	
災害防止協議会の設置・運営に関するもの	9現場(3.3%)	など

イ 墜落・転落災害の防止措置義務違反	61 現場 (22.2%) 【前年度：19.1%】
(イのうちの主なもの)	
足場等の作業床、手すり等の設置に関するもの	29 現場 (10.5%)
高さ 2 m以上の作業床の端、開口部等の手すり、 囲い等の設置に関するもの	14 現場 (5.1%)
足場の点検・記録に関するもの	17 現場 (6.2%) など

ウ 建設重機（移動式クレーン、車両系建設機械）に係る措置義務違反	30 現場 (10.9%) 【前年度：22.3%】
(ウのうちの主なもの)	
移動式クレーン、ドラグ・ショベルなどの 作業計画の作成・周知に関するもの	18 現場 (6.5%)
立入禁止措置、誘導者の配置などの接触防止措 置に関するもの	4 現場 (1.5%)
主たる用途以外の使用に関するもの	5 現場 (1.8%) など

エ 安全衛生管理体制に係る措置義務違反	9 現場 (3.3%) 【前年度：5.4%】
作業主任者の選任、氏名等の周知に関するもの	9 現場 (3.3%)

3 今後の予定

各労働基準監督署（支署）においては、指導した事項についてその確実な是正を確認することとしています。

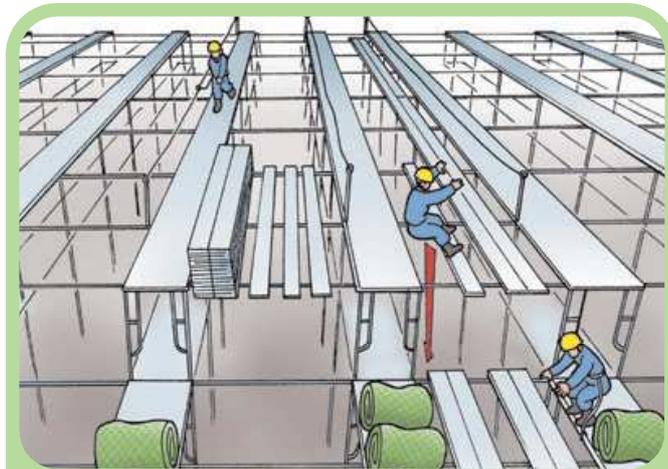
また、建設業においては、本年1月から10月までに、死亡災害が23件と、前年同期（17件）を上回って発生しており、うち10件が「墜落・転落」災害と最も多くなっています。北海道労働局では、今回の結果を踏まえ、建設業団体に対し、墜落・転落災害防止対策の確実な実施など、現在展開されている「建設工事追い込み期労働災害防止運動」のより一層の推進などを要請することとしています。

12次防
推進中!

建設工事追い込み期労働災害防止運動

(平成27年10月1日~12月31日)

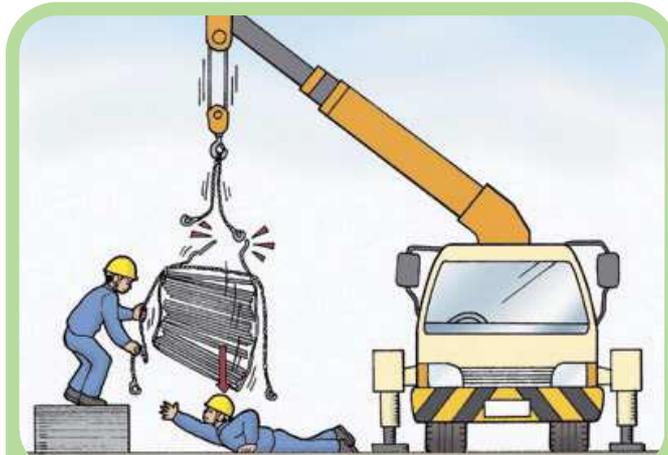
リスクアセスメントを実施しよう!



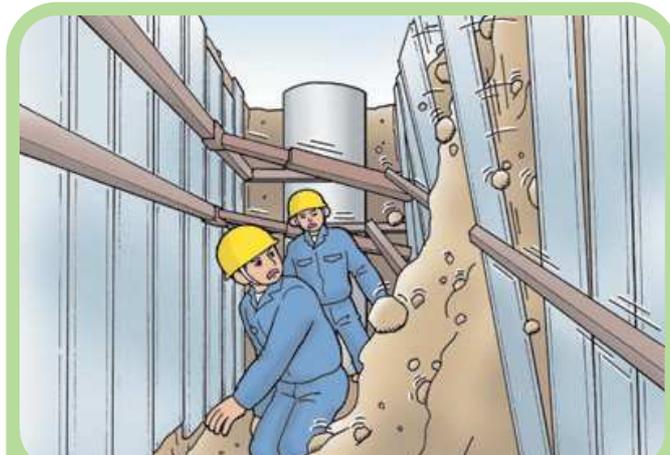
墜落・転落



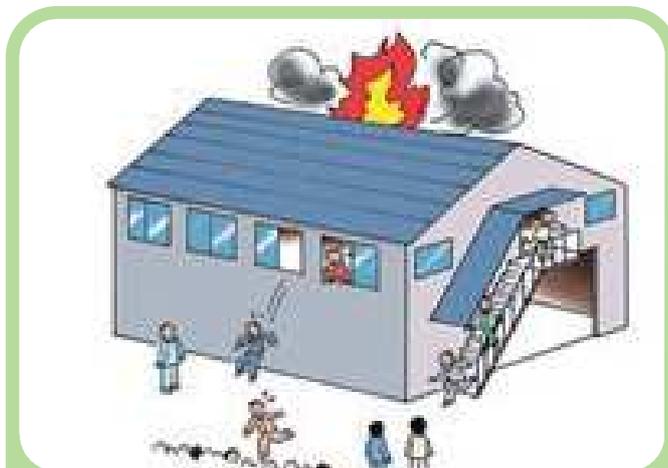
車両系建設機械



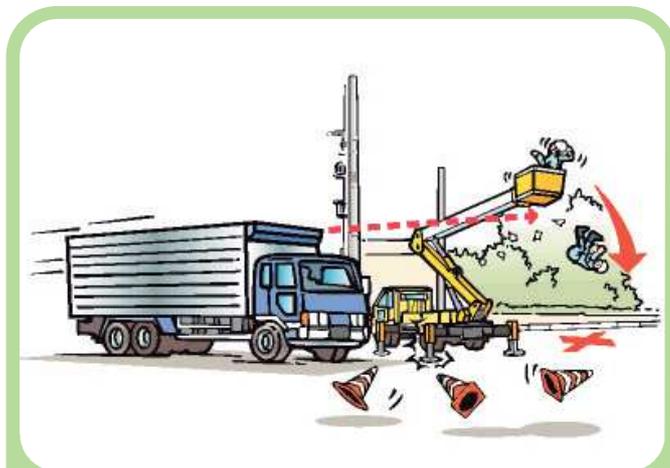
移動式クレーン



崩壊・倒壊



火災



交通事故

「危険見つけてみんなで改善 意識高めて安全職場」

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱 (抜 粋)

厚生労働省北海道労働局

趣 旨

本年の北海道における労働災害の発生状況を見ると、8月末現在の死亡者数は前年同期に比べ5人増の42人、死傷者数（7月末現在）は前年同期に比べ、52人（1.6%）減少の3,169人となっています。

この間、建設業では6月15日現在において、死亡者数が前年同期比2倍以上の11人となったことから、関係者の協力の下、6月17日から8月31日を「建設工事死亡災害根絶運動」として展開したところです。しかし、運動期間中も6人が死亡し、1月から8月末までの死亡者数では、昨年1年間の死亡者数の22人に迫る19人、死傷者数については7月末現在462人と前年同期比2人減と微減に止まっています。

また、事故の型別をみると、死亡災害では墜落・転落災害が最も多く昨年1年間の5人を上回る7人、次に交通事故と火災災害がそれぞれ3人となっています。死傷災害でも死亡災害と同様、墜落・転落災害が、最も多い156人（34%）となっています。

建設業の労働災害は、例年10月から12月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間発生数の3割弱がこの時期に発生しています。また、特に、交通労働災害については本格的な降雪期を迎える前のこの時期に、年間の45%の発生をみえています。

このため、これから迎える工事追い込み期を控え、憂慮される状況にあることから、従来の工事追い込み期の取組をより効果的な取組とすべく、「建設工事死亡災害根絶運動」の結果等も踏まえ、三大災害、火災災害、交通労働災害の防止を重点実施事項として「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

- 1 取組期間
平成27年10月1日～12月31日
- 2 主唱者
厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署（支署）
- 3 協賛者
建設業労働災害防止協会北海道支部 一般社団法人北海道建設業協会
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部 建設産業専門団体北海道地区連合会
- 4 協力者
国、北海道等建設工事発注機関
- 5 実施者
建設業関係各事業場（現場）
- 6 主唱者、協賛者の実施事項
 - (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
 - (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
 - (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「懸垂幕（看板）」及び「安全宣言」、「重点実施事項（短冊）」の統一様式の作成、周知を行う。
 - (4) 安全パトロールを実施する。
 - (5) 地域業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
 - (6) 事業場（現場）の実施事項について指導援助する。
 - (7) 全道17の労働基準監督署（支署）による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。
特に、10月15日から30日の間に全道一斉監督指導を実施する。
- 7 協力者への依頼
主唱者は、上記6の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。
- 8 実施者（建設業関係各事業場（現場））の実施事項
実施事項（取り組むべき内容）は、北海道労働局のホームページに掲載しています。

昨年と今年の死亡災害事例及び同種災害防止対策

北海道の災害種別で発生が多い災害について、下記の災害事例及び再発防止対策を参考にして、同種災害防止対策の徹底を図ってください。

また、この5大災害防止を目的とする、重点実施事項を短冊形式にして当局ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、現場の要所要所に掲示してください。

墜落・転落災害

※事故の型別では、最も多い災害です。

(災害事例)

- 1 屋根の雪下ろし作業中、約6m墜落する。
- 2 足場の組立て作業中、3段目の作業床から6.1m墜落する。
- 3 ダンプの荷台から約3.3m墜落する。
- 4 脚立の天板から墜落する。

(対策)

- 1～4 作業床を設置し、周囲に手すりを設けること。やむを得ず、作業床・手すりを設けることが困難な場合は、安全帯の使用を徹底すること。

重機災害

※毎年死亡災害が発生しています。

(災害事例)

- 1 移動式クレーンで土のうをつり上げ、旋回したところ、つり具が破断し、土のうの下敷きとなる。
- 2 路肩からブレーカーもるとも斜面を転落する。

(対策)

- 1 十分な強度を有する玉掛用具を使用すること。
- 2 安全な走行経路を確保するとともに、誘導者を配置すること。

火災災害

※昨年と今年2年連続発生しています。

(災害事例)

- 1 寄宿舍の火災により5人死亡する。
- 2 溶接作業中、近隣の壁断熱材（発泡ウレタン）に引火し、発生した有毒ガスにより4人死亡する。（内労働者3人）

(対策)

- 1 火気の取扱い管理を徹底すること。
- 2 易燃性のものの近傍では、火気を取扱いを禁止すること。

崩壊・倒壊災害

※発生すると、重篤災害になります。

(災害事例)

- 1 深さ約4mの法面に設置の仮土止用鋼板が倒れ下敷きとなる。
- 2 木製の電柱上で作業中、電柱の根本が腐食のため折れ電柱もるとも地面に激突する。
- 3 解体のために引き倒した壁の下敷きとなる。

(対策)

- 1 仮土止であっても、適正に土止材を設置すること。
- 2 昇柱前に電柱の腐食状況等について、十分に点検すること。
- 3 監視人を配置するとともに、立入禁止を徹底すること。

交通労働災害

※年間の交通労働災害の45%が
追い込み期に発生しています。

(災害事例)

- 1 トラックでトンネル内走行中、アイスパーンのためスリップし、対向車のトラックと正面衝突する。（死亡1人、負傷3人）
- 2 工事車線に進入してきた、軽自動車に4人はねられる。（死亡1人、負傷3人）

(対策)

- 1 路面状況にあった安全な速度で走行すること。
- 2 現場の状況に合わせ、工事中の注意喚起標識の設置、交通誘導員の配置、バリケードを設置すること。

北海道の建設業において発生している、次の急性中毒災害の防止対策を徹底してください。

**一酸化炭素中毒・有機溶剤中毒
酸欠・硫化水素中毒**

※「建設工事追い込み期労働災害防止運動」期間中に事業者（現場）が取り組むべき内容（重点実施事項）は、北海道労働局のホームページに掲載しておりますので、確認の上、積極的な取組をお願いします。

元方の統括管理（現場巡視・作業間の連絡調整）を徹底しよう！

北海道の建設業における労働災害の特徴と現状

図1 建設業の月別死亡者数（過去10年）

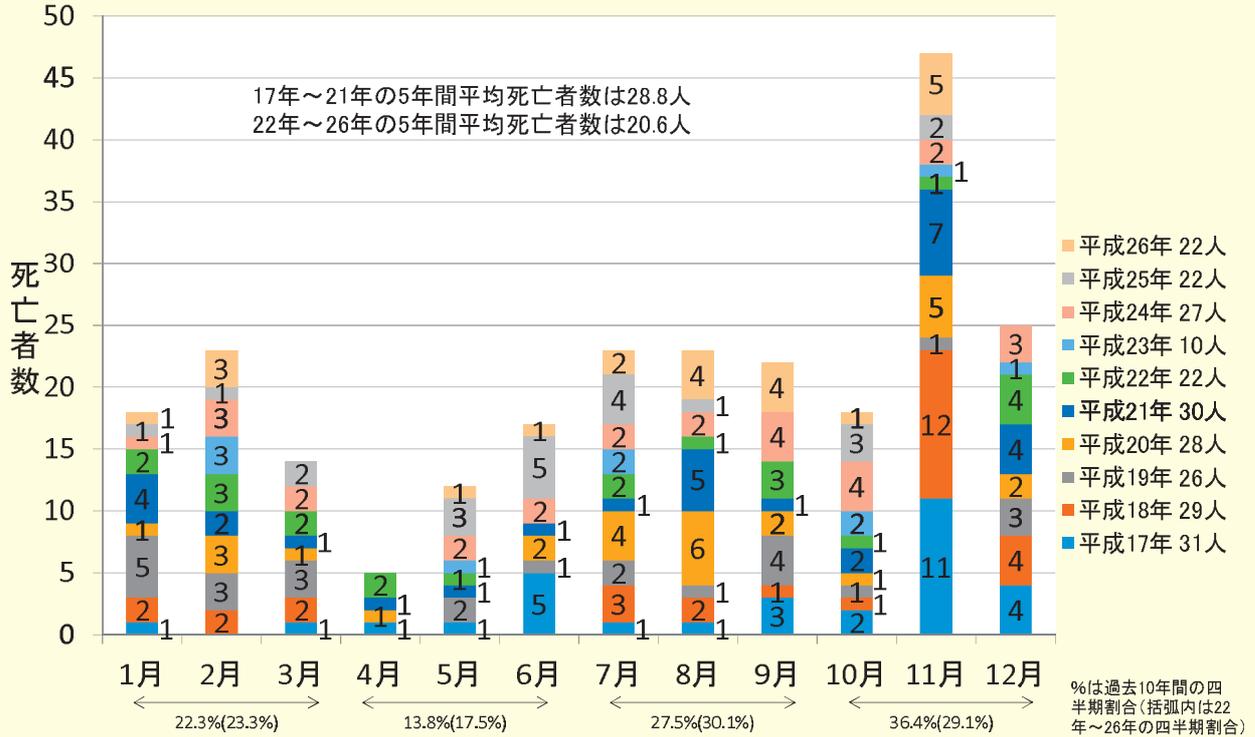


図2 建設業の月別死亡者数（26年、27年8月末）



図3 業種別死亡者数（26年、26年8月末、27年8月末）

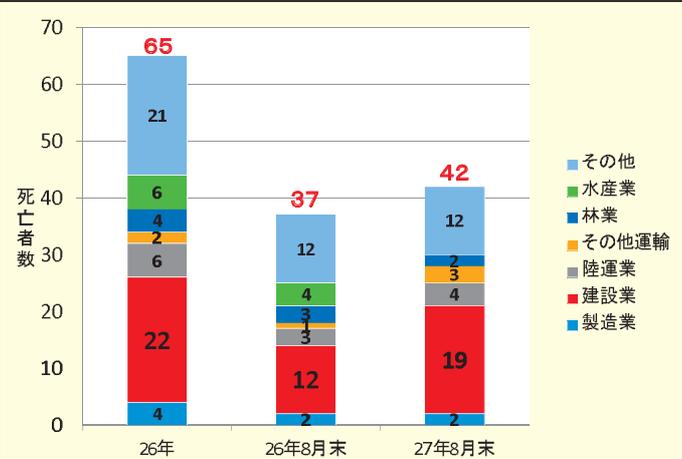


図4 建設業の「事故の型」別死亡者数（26年、26年8月末、27年8月末）

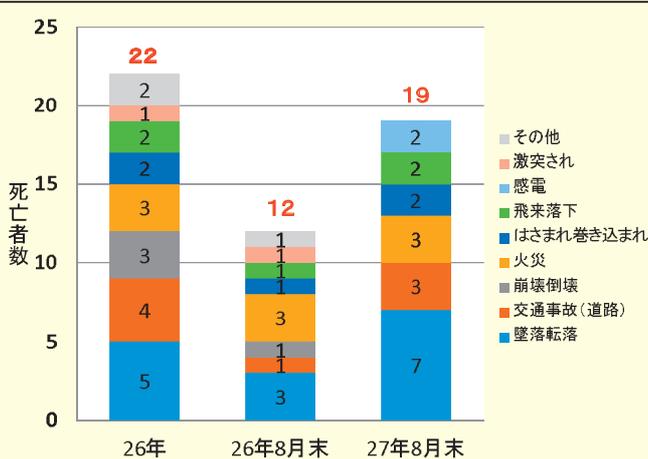
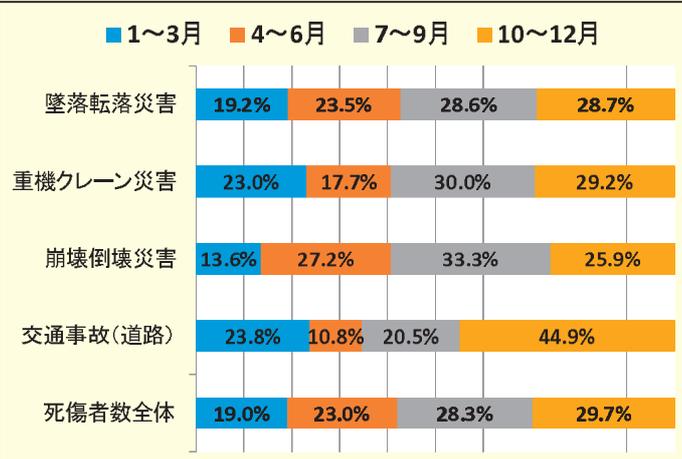


図5 建設業の三大災害・交通事故の死傷者数の四半期割合（24年～26年の合計）



災害統計は北海道労働局ホームページに掲載しています。